

議案第 24 号

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

野田市水道事業給水条例（昭和49年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第32条第2項及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 参考資料

### 野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市水道事業給水条例（昭和49年野田市条例第19号）

改 正 案	現 行
(給水装置の新設等の申込) 第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。	(給水装置の新設等の申込) 第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第32条 (略)	2 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第32条 (略)
2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (過料) 第35条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができます。 (1) 第4条第1項の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)～(4) (略)	2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (過料) 第35条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができます。 (1) 第4条第1項の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)～(4) (略)